

こども政策決定過程におけるこどもの意見反映プロセスの在り方に関する調査研究

検討委員会 提出資料

安部芳絵(工学院大学)

E-mail abeyoshie@cc.kogakuin.ac.jp

1. こどもの意見反映についての現状課題認識

国連子どもの権利条約に基づいた政策決定過程における包括的な子どもの意見反映プロセス、計画、支援策が存在しない(自治体レベルでの多様な取り組みはある)。

2. こどもの意見反映についての考えとこども家庭庁への期待

【こどもの意見反映プロセスに関する論点】

大前提

- ① 権利としての意見表明であること (おとなの都合の良いときだけ聴く× 権利侵害×)
- ② 子どもががんばって意見表明できたかどうかではなく、子どもの声が正当に考慮されたかどうかを評価
- ③ 子どもの声を聴く社会への変容が必要

- ・事前のじゅうぶんな情報提供と不利益を生じさせないプロセス
- ・権利侵害が生じた際の相談先の確保、権利侵害が疑われる場合の Protokol
- ・子どもへのフィードバック
- ・子どもと若者の連続と区分(こども基本法第2条「心身の発達の過程にある者」)
- ・オンライン参加のデジタルプラットフォーム/オフラインのガイドラインづくり
- ・すでにあるデータの活用と新たに収集するデータの必要性
- ・すでにある意見表明の場をどう活かすことができるか(例:児童館・学童保育・学校)
- ・意見や気持ちを伝えるににくい状況にある子どもたちを含めたすべての子どもの声
- *一般的な意見 12号意見を聴かれる子どもの権利 パラグラフ 40-47・134

【こども家庭庁への期待】

- ・こども基本法で抜け落ちている点を、こども家庭庁が運用でどうカバーできるか
- ・政策へのこどもの意見反映に関する計画策定などしくみづくり(大綱含む)
- ・家庭から国レベルまで、子どもが安心して声を出せる環境創出を包括的にサポートすることで、社会の側を変える

3. 調査研究への提案(国内事例、海外事例、調査対象とする有識者等)

【事例】具体的な自治体名は別途提示

- *国レベルの実績を評価しなくてよいのか
- *都道府県レベルの事例を考慮しなくてよいのか
- *児童館…「子どもが意見を述べる場の提供」が児童館ガイドラインで規定されている

/以上